

会議録

| | |
|------|--|
| 会議名称 | 第4回（平成21年度第2回）鯖江市地域公共交通会議 |
| 開催日時 | 平成22年2月16日（火） 午後1時30分～午後2時30分 |
| 開催場所 | 鯖江市役所 第1委員会室 |
| 議 題 | 別紙のとおり |
| 会議資料 | 会議次第 第1回幹事会について（資料No.1） つつじバス停留所移動・一部路線変更について（資料No.2） つつじバス新車導入を記念したつつじバスと福武線の利用促進について（資料No.3） コミュニティバスの導入に関するガイドライン |
| 出席委員 | 湧口会長、上田委員、仲保委員、加藤茂委員、佐々木常雄委員、 相馬委員、佐々木肇委員、井波委員、廣瀬委員、杉森委員、 藤田委員、白崎委員、岩井委員 計 13名 |
| 欠席委員 | 大久保副会長、山本委員、大久保委員、瀧ヶ花委員、山内委員、 加藤修委員、鈴木委員、前田委員、竹内委員 計 9名 |
| 事務局 | 中村課長、関本参事、峰田主任、川崎主事 計 4名 |

1 開会

○湧口会長より、あいさつ

2 報告事項

第1回幹事会について（平成21年11月30日）

○峰田主任より、第1回幹事会について説明（資料No.1）

湧口会長： ただいまの報告事項について、何かご質問等はありませんか？

委 員： （質疑なし）

3 協議事項

①つつじバス停留所移動・一部路線変更について

○関本参事より、つつじバス停留所移動・一部路線変更について説明
(資料No.2)

湧口会長： ただいまの協議事項について、何かご意見等はありませんか？
なければ、承認されたものとします。

委員： (異議なし)

②つつじバス新車導入を記念したつつじバスと福武線の利用促進について

○関本参事より、つつじバス新車導入を記念したつつじバスと福武線の利用
促進について説明 (資料No.3)

湧口会長： ただいまの説明に関しまして、質疑がございましたら宜しくお
願ひいたします。

廣瀬委員： 利用者への周知については、どうお考えになっているのでしょ
うか？

事務局： 広報さばえに掲載、福武線の駅、つつじバス車内の掲示、鯖江
市ホームページにより、利用者に周知しようと考えております。

廣瀬委員： 利用者の方にわかりやすく周知していただきたい。

湧口会長： その他、ご質問ございませんでしょうか？なければ、これをも
って可決されたといたします。

委員： (異議なし)

4 その他

平成22年3月17日の開催のつつじバスラッピングデザイン表彰式およびお披露目式の出席依頼について

- 中村課長より、つつじバスラッピングデザイン表彰式およびお披露目式について説明
- 廣瀬委員より、別添資料「コミュニティバスの導入に関するガイドライン」について説明

廣瀬委員： お手元の資料「コミュニティバスの導入に関するガイドライン」をご覧ください。これは、公共交通会議の基になっている「道路運送法（平成18年度改正）」であり、地域公共交通会議に対する国土交通省の考え方というものを示したものである。それについて昨年12月18日に少し見直しを行い、新たに追加されたものである。鯖江市については、すでにかなり成熟されたコミュニティバスが導入されているので、いまさらという部分も多いかと思いますが、コミュニティバスのガイドラインということで、少しお話をさせていただきます。

そもそもコミュニティバスを議論する公共交通会議についてだが、地域住民にとってより便利で効率的な地域交通ネットワークの構築に寄与することを目的としている。その目的に合わせて、コミュニティバスを導入する際にどういったことに注意してもらいたいかということである。コミュニティバスに関しては、3、（1）にあります「公的資金によって支えられるコミュニティバスは、自立運営を原則とする路線バスを補完し、これと一体となって当該地域の交通ネットワークの一部を形成するものであることから、その導入にあたっては、路線、区域、運行時刻等において路線バスとの整合性を図るよう十分留意する必要がある。」と記されている。一部の地域で、路線バスと競合する案件があって、利用者の増が見込めず、双方が共倒れしてしまうというケースがあった。自立運営で行ってきた路線に対して、表現が悪いかもしれないがコミュニティバスが荒らしているという事案が発生するケースがあった。お互いの区分（役割）はどういったものなのかを考え、幹線路線というのは、基本的に自立の路線バスが自らの運営で行うことが望ましいとされる。そういった厳しい状況なかで、路線バスの廃止というものがすすめられ、それを補完してい

くコミュニティバスという考え方が望ましい。導入に当たっては、競合しないもので検討していただいて、地域にふさわしいものであるようにとのことが書かれている。

同じく3、(2) の中段あたりには、車両に関してのことが記載されている。バリアフリー法といい、新たに路線バスを走らせたり、新たに車両を導入する場合は、移動円滑化から高齢者や障害者に易しい車両を導入していただきたいという法律が制定されている。これには除外規定があり（最近改正されたため古い車両が残っている）、古い車両については、その除外規定が適用されている。多くの市、町では古い車両で運行されており、除外規定が適用されているのが現状である。今回、鯖江市の方ではポンチョを導入し、法律に合致するような車両を導入していただいたところです。また、車両につきましては、必要最小限になっており、事故、点検、故障で運行できない場合があり、予備車両についても当然必要になってくることもある。実際運行される業者との経費等、非常に難しい問題ではあると思うが、基本的には予備車両をもっていただきたい。乗り合いバスに関しては、予備車両をもつことが原則とされている。公共交通会議で了解をいただいた場合に限って、特例で予備車なしで運行を認めている。また予備車につきましては、昨年でしたか、実際運行されている事業者にたいして、行政処分を強化している。従来、違反行為の代償によっては警告というかたちをとり、車両停止という処分をさせていただいている。路線バス業者に対しても厳しくい処分をさせていただいている。予備者がなければ運行できないということも考えられますので、そういったことから導入を進めている。違法な運行をしないというのが前提であるが、そういうことも、配慮していただきたい。

2ページ目(5)として、「市町村等が運行を委託する場合における運行主体の選定方法」とある。今回、10年間の委託ということで進められているので 諸経費の多い少ないで入札されている。そういったことから、安全性に問題があるような事業者もあるのではないかとということで、総合評価方式を採用している。「一般乗合旅客自動車運送事業者」ということで、安全性を考えていただくように、指導監督しているところである。入札の際にも、そういったことに関して、新釈願いたいという趣旨のことが書かれています。

3ページ目 参考事例ということで、先ほど申したような事例

等が書かれています。

簡単ではあるが今回のコミュニティバスに関するガイドラインは終了させていただきます。

事業者さんに少しお願いしたいことですが、今回ノンステップバス導入にあたり、バリアフリー対応の車両となり、車椅子乗車可能なシステムがついている。名古屋あたりの事業者でかなり導入されているバスであるが、車椅子を乗り入れさせ、固定するまでに、かなりの時間がかかってしまい、タイヤが乱れるといったケースがある。車両が入ってからでも、事前に運転手には研修等を行い、迅速な対応をしていただき、利用者に不便をかけないような対応をしていただきたい。本日協議して了解された、路線の一部変更についても、すみやかに手続き願いたいと思っております。

最後にもう一点、確認ですが、鯖江市におきましても、協議運賃として、均一の運賃が設定されている。路線が変更したり、停留所ができたり、何か変更がある都度、同じような運賃であるのか、議論しなければならないのですが、当然他の停留所と同じように、均一の料金ということでよろしいでしょうか。

事務局： 料金については変更なしでお願いします。

湧口会長： ガイドラインについては、業者、国交省、市役所の三者で、よく連絡を密にとって、運行にあったってほしい。消費者に迷惑がかかっては困るので、ひとつ宜しく願いいたします。

用意された議案に関しては全て可決されたといたします。

それよりも、前回先送りになった、「フリー乗降」について、1年間様子を見てみるということになった。そのことに関して、前回の会議をメモしてありますので、参考までにお話させていただきます。今までは停留所で停まるという、やり方で運行してきた。急発進、急停車がなかったため、無事故であったという結果がでている。フリー乗降を行ったために、急停車し、怪我をして責任を負うというのは、業者からすれば非常に困るという意見があった。鯖江のコミュニティバスは、福井県の市町の中でもモデルになるぐらい、十分なはたらきをしている。利便性もよく、一般の市民に広域的サービスを提供している状況である。現在フリー乗降を行っているコミュニティバスは10%にも満たない状況であ

る。市民もフリー乗降について強い要望があるかと言われれば、それほどないというのが現状である。そうであるならば、市民の安全安心を最優先させて、もうしばらく様子を見て、市民の声として、区長会などから強い要望があがるまで今の状態で運行を続けてみる。以上の理由から、1年間意見を徴収するという期間とすることになった。フリー状況の案件については、棚上げしたというかたちとなった。

何かほかにご意見などはございませんでしょうか？

佐々木委員： 日ごろは高齢者の足の確保にご高配を賜わり厚くお礼申し上げます。先般、老人クラブだけで旅行したときに、乗車口が高くて困ったことがあった。新バスとなり、車椅子でも乗れるということで、段差が低く高齢者にとっては大変ありがたいことであると考えているが、どれくらいの高さがあるのか？

事務局： 高さは通常30cmぐらいあるが、車椅子を乗り入れする時は15cmまで乗降口が下がり、板をあてて乗り入れるかたちをとる。

湧口会長： ステップが移動するのか？

事務局： ステップは三段階に高さ調整が可能である。

井波委員： 車椅子で利用される方、または介護する同乗者について、割引などはあるのか？

事務局： 障害者手帳を提示していただければ、障害者、介護者は無料となっている。

井波委員： 高齢者に対する割引などはあるのか？

事務局： 高齢者に対しての割引制度はない。

佐々木委員： 高齢者に対する介護割引がないとのことですが、鯖江には単位クラブというものが97あり、その中には家庭相談員（知事認定）が一人いる。その人たちに、介護のための無料証などをもらえると助かる。

事務局： 介護される人の状態もありますし、年齢で区切るのも難しいので、一度検討いたしたいと思います。

湧口会長： 長寿福祉課と調整をお願いいたしたい。

他にご意見がないようであれば、これで今回の会議は終了させていただきます。市民の確保のためにも、今後みなさんでいい知恵を絞っていきましょう。